

第61期 定時株主総会 招集ご通知

インヴァスト証券株式会社

証券コード 8709

● 日時

2020年 6 月25日 (木曜日)
午前10時

● 場所

東京都中央区京橋一丁目10番7号

A P 東京八重洲通り K P P 八重洲ビル12階 G
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染が広がっています。

株主様におかれましては、可能な限り郵送にて議決権の
事前行使をお願いいたします。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現
在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着
用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますよう
お願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置
を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申しあ
げます。

証券コード 8709
2020年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川 路 猛

第61期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第61期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋一丁目10番7号
A P 東京八重洲通り K P P 八重洲ビル12階 G
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第61期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 株式移転計画承認の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.invast.jp/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載していません。
- ・事業報告の「新株予約権等の状況」
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

昨年まで株主総会終了後にお土産をご用意しておりましたが、本総会より廃止させていただくことといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

日時 2020年6月25日(木曜日)
午前10時

場所 東京都中央区京橋一丁目10番7号
A P 東京八重洲通り
K P P 八重洲ビル12階 G
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月24日(水曜日)
午後5時20分到着分まで

● 目次

株主総会招集ご通知	1
招集ご通知提供書面	4
・ 事業報告	4
・ 連結計算書類	19
・ 計算書類	21
・ 監査報告	23
株主総会参考書類	31
株主総会会場ご案内図	

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善等から緩やかな回復基調で推移したものの、消費税率の引き上げに伴う消費マインドの動向や、新型コロナウイルスが経済に与える影響等、先行き不透明な状況が継続しました。

外国為替市場において、米ドル/円相場は、1ドル=110円台後半で取引が始まり、米中貿易摩擦等の相場変動要因があったものの、総じてボラティリティが低調な状況が続きしました。しかしながら、年明け以降、新型コロナウイルスの感染が世界中に広がりを見せると、世界的な株価下落とともにドルも急落し、一時は1ドル=101円台前半の安値をつけました。その後は各国の政策対応が市場にも好感され、107円台半ばで期末を迎えました。

このような経済状況のもとで、当社は注力事業である「トライオートFX/ETF」サービスの成長に伴い、最大のボトルネックとなっていたシステムの安定稼働、障害の未然防止を最優先としてシステム戦略の見直しを行い、注文処理能力の大幅改善や、取引量の急増に耐えうる体制を構築すると同時に、ITコストおよび管理費の削減を実現しました。この間、新規顧客獲得のための広告宣伝活動を抑制したことに伴い、一時的に収益が減少したものの、年度末にかけての取引量が大幅増加したことにより、最終利益は概ね前期並みとなりました。これに、不動産プロジェクトファイナンス事業を行う子会社（インヴァストキャピタルマネジメント株式会社）の業績を加え、国内金融事業は、小幅ながら増収・増益で着地しました。

その一方で、3期連続で増収増益を継続していた豪州子会社（Invast Financial Services Pty Ltd.）は、新たな成長フェーズに入り、グローバルな事業展開を加速させていましたが、昨年、DMACFD（取引所約定型個別株証拠金取引）事業において、特定銘柄の価格急落により顧客（法人1社）の決済損に対する不足金（立替金）が発生し、当該不足金（立替金）に対する貸倒損失2億54百万円を、販売費・一般管理費に計上しました。当社グループは、この事態を重く受け止め、今後のリスク軽減策として、口座開設時の手続きの厳格化や、より保守的な必要証拠金維持率の設定、リスクモニタリングの強化等、取引管理体制の整備を行いました。これに伴い、一定の顧客が減少したこと、貸倒損失の計上によるコストアップの影響により、海外金融事業は、2016年3月期以来、4期ぶりの営業赤字となりました。

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

こうして、当社グループの当連結会計年度の営業収益は48億29百万円（前期比105.1%）、純営業収益は46億4百万円（同103.7%）となりました。

販売費・一般管理費は全体で42億50百万円（同113.9%）となり、純営業収益から販売費・一般管理費を差し引いた営業利益は3億54百万円（同50.1%）、経常利益は4億11百万円（同61.2%）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億57百万円（同53.0%）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

・国内金融事業

国内金融事業においては、当社が取引所FX/CFD、店頭FX/CFDのサービス提供を行っております。また、子会社インヴァストキャピタルマネジメント株式会社が、貸金業等を行っております。

国内金融事業の純営業収益は31億67百万円（前期比104.1%）となり、セグメント利益は3億87百万円（同107.2%）となりました。

・海外金融事業

海外金融事業においては、豪州子会社Invast Financial Services Pty Ltd.（IFS）が店頭FX/CFDおよび証券取引を行っております。IFSの決算日は12月31日となっているため、当連結会計年度においては、2019年1月から12月までの実績を反映しております。

海外金融事業による純営業収益は14億71百万円（前期比103.9%）となり、セグメント損失は44百万円（前期は3億43百万円のセグメント利益）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、店頭FX/CFD事業におけるシステム投資を中心に投資を行ったことに加え、本社移転に伴う事務所設備の取得等により実施いたしました設備投資の総額は、297百万円であります。

なお、これらに要した設備資金は自己資金をもって充当いたしました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社グループの所要資金として、金融機関より総額9,200百万円の資金調達を行い、5,100百万円の短期借入金返済を行いました。

当社グループは、運転資金の効率的な調整を行うため、取引金融機関4社との間で当座貸越契約等（極度融資枠41億円）を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

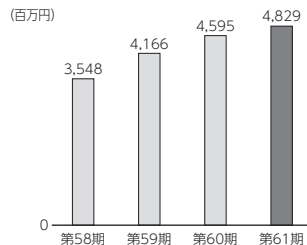
① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 58 期 (2017年 3 月期)	第 59 期 (2018年 3 月期)	第 60 期 (2019年 3 月期)	第 61 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
営 業 収 益(百万円)	3,548	4,166	4,595	4,829
純 営 業 収 益(百万円)	3,544	4,109	4,439	4,604
経 常 利 益 または 経 常 損 失 (△) (百万円)	△70	575	671	411
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益 または 親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△118	597	486	257
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ま た は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△20円27銭	101円63銭	82円74銭	43円82銭
純 資 産 (百万円)	10,213	10,580	10,784	10,849
総 資 産 (百万円)	91,962	100,112	111,180	107,903

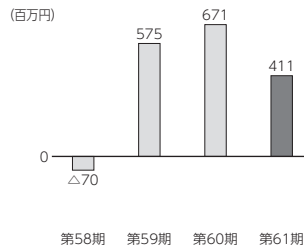
(注) 1. 営業収益より金融費用を控除したものを、「純営業収益」として計上しております。

2. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

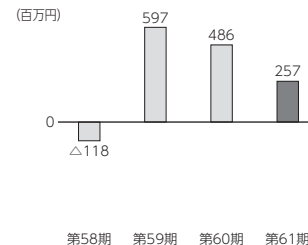
■営業収益



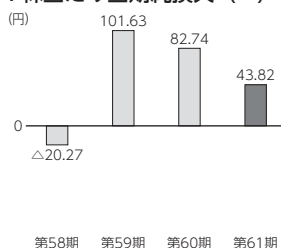
■経常利益または経常損失 (△)



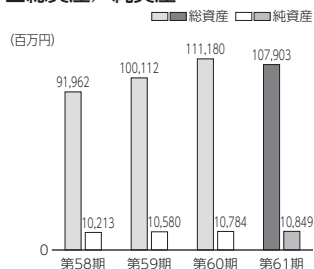
■親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△)



■ 1株当たり当期純利益または
1株当たり当期純損失(△)



■ 総資産／純資産



② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 58 期 (2017年 3 月期)	第 59 期 (2018年 3 月期)	第 60 期 (2019年 3 月期)	第 61 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
営 業 収 益(百万円)	2,774	3,140	3,157	3,156
純 営 業 収 益(百万円)	2,770	3,084	3,001	3,064
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△217	345	353	353
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△287	299	243	220
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△49円05銭	50円98銭	41円44銭	37円60銭
純 資 産(百万円)	10,767	10,799	10,856	10,908
総 資 産(百万円)	88,335	95,045	102,754	103,273

(注) 1. 営業収益より金融費用を控除したものを、「純営業収益」として計上しております。

2. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Invast Financial Services Pty Ltd.	1,020万豪ドル	100%	外国為替証拠金取引(FX)を中心とするデリバティブ取引
インヴァストキャピタル マネジメント株式会社	190百万円	100%	貸金業（不動産業者向けファイナンス、中小企業向け事業資金ファイナンス等）

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の事業拡大とさらに高い目標に向かって挑戦する決意を込め、2016年7月に、世界中の人々のお金に関する課題を解決する金融ソリューションを生み出すことを通じて、「世界をもっと、良い場所にする」という新たなミッションを掲げました。さらに、このミッションを実現していく道筋として、「2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出す」という目指すべき姿、ビジョンを策定いたしました。このビジョン達成に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

① 事業の持続的成長

国内金融事業においては、テクノロジーを活用した独自の自動売買ソリューションや、顧客の運用成績向上に資する高付加価値サービスの開発等、当社グループの強みを最大限に発揮し、さらなる事業基盤の拡大を目指すと同時に、新規事業の創出等により新たな成長領域への展開を進めてまいります。

海外金融事業においては、近年の資本規制強化により、多くの大手投資銀行が撤退しているプライムブローカレッジ市場を主ターゲットに置き、商品開発、セールスを強化し、トップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指します。

② グループシナジーの追求

当社グループは、当社と連結子会社2社で企業集団を構成しております。

売上増加やコスト削減、技術力強化といった、グループシナジーを発揮するには、各組織における権限・責任の明確化、KPI（重要経営指標）の設定が必要です。

そのうえで、グループ企業間の営業連携や、事業形態にあった組織形態の選択、企業間を横断する組織体制の構築等により、相互にシナジーを創出し、当社グループのもつ経営資源の効率的な活用、グループ全体の利益の最大化を目指してまいります。

③ システムの安定稼働、開発力強化

当社グループの事業にとって、システムの安定稼働は重要な課題のひとつであり、増加する取引量への対応、顧客利便性の向上等に対応した継続的なシステムの改良・増強を図るほか、災害等の有事に備えた体制の整備に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保

当社グループは、持続的な成長の基盤となる優秀な人材の確保と人材育成が重要な課題であると考えております。

今後のさらなるグローバル展開を見据え、海外を含めた広い視野での採用活動を通じて、多様な人材の確保を進めてまいります。

<新型コロナウイルスへの対応について>

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、お客様、取引先様、従業員の安全を最優先とし、テレビ会議等オンラインでの対応や、在宅勤務（テレワークの活用）、時差出勤等により感染予防のための最大限の配慮をしつつ、事業を推進してまいります。

(5) **主要な事業内容** (2020年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は、外国為替証拠金取引事業であります。

(6) **主要な営業所** (2020年3月31日現在)

① 当社

本	店	東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
---	---	-------------------

(注) 当社は2020年2月3日に東京都港区から移転しました。

② 子会社

Invast Financial Services Pty Ltd.	Level27,Aurora Place,88 Phillip Street Sydney NSW 2000, Australia
インヴァストキャピタル マネジメント株式会社	東京都中央区東日本橋二丁目13番2号

(注) インヴァストキャピタルマネジメント株式会社は2019年7月1日に東京都中央区東日本橋一丁目から移転しました。

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内金融事業	59 (7) 名	3名増 (増減なし)
海外金融事業	34 (3)	8名増 (1名減)
合計	93 (10)	11名増 (1名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
58 (7) 名	3名増 (増減なし)	37.7歳	5.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,000百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,904,400株 (自己株式28,069株を含む)
 (3) 株主数 3,368名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 路 耕 一 信 託 口	3,136,100株	53.36%
光 陽 株 式 会 社	443,800	7.55
川 路 洋 子	175,400	2.98
川 路 猛	151,300	2.57
E H 株 式 会 社	107,200	1.82
森 井 利 幸	80,000	1.36
川 路 耕 一	76,600	1.30
安 藤 ま こ と	52,200	0.88
淡 輪 敬 三	50,200	0.85
北 村 悟	40,000	0.68

(注) 持株比率は自己株式 (28,069株) を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 路 猛	光陽ホールディングス株式会社 代表取締役社長
専務取締役	川 上 真人	
常務取締役	三ヶ田 裕 信	管理部・コンプライアンス部 ・経理部・総合企画部管掌
常務取締役	鶴 見 豪	ディーリング部・マーケティング部 ・データサイエンス部・IT部管掌
取 締 役	ホワイト ギャビン	Invest Financial Services Pty Ltd. Chief Executive Officer
取 締 役	川 路 耕 一	光陽ホールディングス株式会社 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	安 藤 聡	インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 監 査 役
取 締 役 (監査等委員)	淡 輪 敬 三	株式会社ツバキ・ナカシマ 社 外 取 締 役
取 締 役 (監査等委員)	安 藤 ま こと	公 認 会 計 士

- (注) 1. 淡輪敬三氏および安藤まこと氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役(監査等委員)淡輪敬三氏および安藤まこと氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 安藤まこと氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、安藤聡氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 上記のほか、役員 の 重要な兼職状況は以下のとおりであります。

氏 名	兼 職 す る 会 社 、 法 人 等	兼 職 の 内 容
川 路 猛	KKエステート株式会社 KYエンタープライズ株式会社 Invest Financial Services Pty Ltd. インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 合同会社TKC	取締役 取締役 Director 取締役 業務執行社員、代表社員
ホワイト ギャビン	Invest Global (Hong Kong) Limited	Director

氏 名	兼 職 す る 会 社 、 法 人 等	兼 職 の 内 容
川 路 耕 一	K K エ ス テ ー ト 株 式 会 社 K O Y O 証 券 株 式 会 社 光 陽 不 動 産 株 式 会 社 イ ン ヴ ァ ス ト キ ャ ピ タ ル マ ネ ジ メ ン ト 株 式 会 社 K Y エ ン タ ー プ ラ イ ズ 株 式 会 社 M y A U D R E Y 株 式 会 社 光 陽 ヒ ュ ー マ ン サ ポ ー ト 株 式 会 社 光 陽 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長 取 締 役 会 長 取 締 役 取 締 役 取 締 役 取 締 役 代 表 取 締 役 会 長 代 表 取 締 役 社 長
淡 輪 敬 三	株 式 会 社 リ プ セ ン ス コ コ ン 株 式 会 社 株 式 会 社 Z M P 公 益 財 団 法 人 W W F ジ ャ パ ン	社 外 取 締 役 社 外 取 締 役 社 外 監 査 役 代 表 理 事 副 会 長
安 藤 ま こ と	明 治 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 日 本 コ ン ク リ ー ト 工 業 株 式 会 社	社 外 監 査 役 社 外 監 査 役

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役ホワイトギャビン氏および各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (-)	184百万円 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (2)	25 (12)
合 計 （うち社外役員）	8 (2)	209 (12)

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額50百万円（取締役（監査等委員を除く）5名に対し45百万円）、取締役（監査等委員）3名に対し5百万円（うち社外取締役2名2百万円）。
 - ・ストック・オプションによる報酬額0百万円（取締役1名に対し0百万円）。
2. 当事業年度末日現在の取締役（監査等委員を除く）は6名（うち社外取締役は0名）であります。上記の取締役（監査等委員を除く）の員数と相違しておりますのは、取締役1名が無給であるためであります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第56期定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第56期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

② 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役淡輪敬三氏は、株式会社ツバキ・ナカシマの社外取締役、株式会社リブセンスの社外取締役、株式会社ZMPの社外監査役およびココン株式会社の社外取締役ならびに公益財団法人WWF ジャパンの代表理事副会長であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役安藤まこと氏は、明治ホールディングス株式会社の社外監査役および日本コンクリート工業株式会社の社外監査役であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 (監査等委員) 淡輪敬三	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 安藤まこと	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査等委員会17回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社Invast Financial Services Pty Ltd.は、Ernst & Youngの監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当である場合等、その必要性があると判断した場合は、執行機関の見解等を考慮のうえ、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点で買収防衛策は導入していません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産	流 動 負 債
106,703	96,994
現金・預金	受入保証金
8,664	71,291
預託金	短期借入金
20,456	4,100
短期差入保証金	外為取引未払金
49,690	20,976
外為取引未収入金	未払法人税等
25,987	126
短期貸付金	賞与引当金
1,588	75
その他の他	役員賞与引当金
322	50
貸倒引当金	その他の他
△4	373
固 定 資 産	固 定 負 債
1,199	50
有 形 固 定 資 産	繰延税金負債
199	8
建物	その他の他
128	41
その他の他	特別法上の準備金
71	8
無 形 固 定 資 産	金融商品取引責任準備金
334	8
ソフトウェア	負 債 合 計
242	97,053
その他の他	純 資 産 の 部
92	株 主 資 本
投資その他の資産	10,824
665	資本金
投資有価証券	5,965
118	資本剰余金
出資金	2,313
396	利益剰余金
繰延税金資産	2,579
22	自己株式
その他の他	△34
128	その他の包括利益累計額
貸倒引当金	5
△0	その他有価証券評価差額金
資 産 合 計	118
107,903	為替換算調整勘定
	△113
	新 株 予 約 権
	4
	非 支 配 株 主 持 分
	15
	純 資 産 合 計
	10,849
	負 債 ・ 純 資 産 合 計
	107,903

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科	目	金	額
営業	収入		4,829
受入金	703		
レシード	3,406		
の融	362		
の他融	356		
の営			
業費			224
純	営業		4,604
販	費		4,250
取人	引	926	
不事	動	1,359	
減租	産	1,222	
貸貸	価	34	
貸そ	税	213	
	引	140	
	倒	1	
	引	254	
	倒	97	
	の		
営業	利		354
営	外		86
為匿	替	74	
未受	組	10	
そ	配	1	
	取	0	
	の	0	
営	業		29
固	外	17	
解	産	8	
支	違	3	
そ	の	0	
	の		
経	常		411
特	別		7
新	利		
金	戻	3	
	入	3	
	金		
	戻		
特	損		21
本	移	21	
	転		
	費		
税	前		397
法	当	155	
法	期	△15	
	純		139
	利		
	益		257
当	益		257
親	益		257
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	99,063	流 動 負 債	92,342
現 金 ・ 預 金	7,216	預 り 金	10
預 託 金	18,695	受 入 保 証 金	66,868
短 期 差 入 保 証 金	46,955	短 期 借 入 金	4,100
前 払 費 用	59	未 払 金	8
未 収 入 金	107	外 為 取 引 未 払 金	20,897
外 為 取 引 未 収 入 金	25,949	未 払 費 用	230
未 収 収 益	71	未 払 法 人 税 等	104
そ の 他	8	賞 与 引 当 金	70
貸 倒 引 当 金	△0	役 員 賞 与 引 当 金	50
固 定 資 産	4,209	そ の 他	0
有 形 固 定 資 産	135	固 定 負 債	13
建 物	70	繰 延 税 金 負 債	8
器 具 備 品	52	長 期 未 払 金	5
土 地	12	そ の 他	0
無 形 固 定 資 産	319	特 別 法 上 の 準 備 金	8
商 標 権	0	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	8
ソ フ ト ウ エ ア	227	負 債 合 計	92,365
電 話 加 入 権	6	純 資 産 の 部	
そ の 他	85	株 主 資 本	10,784
投 資 そ の 他 の 資 産	3,753	資 本 金	5,965
投 資 有 価 証 券	118	資 本 剰 余 金	2,313
関 係 会 社 株 式	1,151	資 本 準 備 金	2,313
出 資 金	396	利 益 剰 余 金	2,540
関 係 会 社 貸 付 金	1,994	利 益 準 備 金	5
長 期 差 入 保 証 金	56	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,534
長 期 前 払 費 用	36	繰 越 利 益 剰 余 金	2,534
そ の 他	0	自 己 株 式	△34
貸 倒 引 当 金	△0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	118
資 産 合 計	103,273	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	118
		新 株 予 約 権	4
		純 資 産 合 計	10,908
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	103,273

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

インヴァスト証券株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎 崎 律 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、インヴァスト証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インヴァスト証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

インヴァスト証券株式会社
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丘 本 正 彦 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 榎 崎 律 子 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インヴァスト証券株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

インヴァスト証券株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 安藤 聡 ㊟

監査等委員 淡輪 敬三 ㊟

監査等委員 安藤 まこと ㊟

(注) 淡輪敬三氏および安藤まこと氏は、会社法第2条第15号および第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、継続的かつ安定的な配当を実施するため、連結配当性向30%または連結純資産配当率2%（年率）のいずれか高い方を目安とした配当を実施することを基本方針としております。

当期の期末配当は、上記方針に基づき1株につき19円とさせていただきたいと存じます。これにより、年間の配当金は、中間配当金18円と合わせて1株につき37円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金19円 総額111,650,289円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かわ じ たけし 川 路 猛 (1974年12月3日生)	1995年1月 三貴商事株式会社（現光陽ホールディングス株式会社）入社 1998年4月 光陽キャピタル株式会社（現K Yエンタープライズ株式会社）取締役（非常勤）（現任） 1998年10月 Refco Overseas Ltd.入社 1999年5月 当社 出向 2000年4月 当社 入社 2005年2月 当社 執行役員 2005年6月 K Kエステート株式会社 取締役（非常勤）（現任） 2007年2月 当社 常務取締役 2008年7月 当社 代表取締役副社長 2010年1月 当社 代表取締役社長（現任） 2012年6月 光陽ホールディングス株式会社 取締役 2012年12月 合同会社TKC 業務執行社員、代表社員（現任） 2013年2月 Invest Financial Services Pty Ltd. Director（現任） 2018年8月 光陽ファイナンス株式会社（現インヴァストキャピタルマネジメント株式会社） 取締役（現任） 2018年12月 光陽ホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任） （現在に至る）	151,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
2	かわ かみ まさ と 川 上 真 人 (1974年1月21日生)	1997年 9月 株式会社S I スマートセット 入社 2006年10月 株式会社トリスター 代表取締役 2006年10月 株式会社アメリカンメガトレンド 代表取締役 2009年 3月 プラネックスホールディング株式会社 取締役 2009年 6月 株式会社M J (現株式会社DMM.com証 券) 代表取締役 2011年 5月 トレイダーズ証券株式会社 取締役副社長 2013年 4月 トレイダーズフィナンシャルテクノロジー 株式会社 (現株式会社Nextop.Asia) 代表取締役 2013年 6月 トレイダーズホールディングス株式会社 取締役 2016年 1月 トレイダーズインベストメント株式会社 代表取締役 2016年12月 みんなのビットコイン株式会社 (現楽天ウ ォレット株式会社) 代表取締役 2019年 3月 当社 エグゼクティブアドバイザー 2019年 6月 当社 専務取締役 (現任) (現在に至る)	900株
3	み か た ひろ のぶ 三ヶ田 裕 信 (1963年4月10日生)	1987年 4月 北辰物産株式会社 入社 2003年 2月 東京為替株式会社 入社 2005年 7月 東京為替株式会社 (現光陽ホールディング ス株式会社) 入社 2007年10月 当社 執行役員 2009年 6月 当社 取締役 2011年 6月 当社 常務取締役 (現任) (現在に至る) (担当) 管理部・コンプライアンス部・経理部・総合企画部管掌	7,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	つるみ 鶴見 豪 (1980年10月29日生)	<p>2004年4月 こうべ証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社)入社</p> <p>2007年10月 株式会社ダヴィンチ・リアルティ入社</p> <p>2009年4月 メディア株式会社入社</p> <p>2010年9月 当社入社</p> <p>2012年5月 当社 営業企画部長</p> <p>2013年5月 当社 執行役員</p> <p>2014年6月 当社 取締役</p> <p>2018年6月 当社 エグゼクティブアドバイザー</p> <p>2019年6月 当社 常務取締役(現任) (現在に至る)</p> <p>(担当) ディーリング部・マーケティング部・データサイエンス部・IT部管掌</p>	0株
5	※ いとう 伊藤 誠規 (1980年11月29日生)	<p>2005年7月 株式会社MJ(現株式会社DMM.com証券)入社</p> <p>2009年4月 同社 取締役</p> <p>2009年10月 プラネックスホールディングス株式会社 執行役員</p> <p>2010年4月 プラネックス証券株式会社 取締役</p> <p>2011年4月 トレイダーズ証券株式会社入社</p> <p>2011年5月 同社 取締役</p> <p>2016年4月 株式会社Nextop.Asia 取締役</p> <p>2016年6月 トレイダーズホールディングス株式会社 執行役員</p> <p>2016年12月 みんなのビットコイン株式会社(現楽天ウォレット株式会社) 取締役</p> <p>2017年6月 同社 代表取締役</p> <p>2019年6月 当社 執行役員(現任)</p> <p>(担当) ディーリング部・マーケティング部・データサイエンス部管掌</p>	400株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
6	ホワイト ギャビン (1967年6月24日生)	1987年11月 ウエストパック銀行 シニアFXディーラー 1990年10月 シティグループグローバルマーケッツ FXトレーディング部長 1998年 3月 バンカーズトラストオーストラリア FXトレーディング部長 1999年10月 バークレイズキャピタル (シンガポール) FXトレーディング部長 2000年 8月 ABNアムログループ (シンガポール) G10トレーディング部長 2002年 2月 ヴルパインキャピタルマネジメント プリンシパル 2006年 7月 シティインデックスオーストラリア 事業開発部長 2008年12月 MFグローバル (香港&シンガポール) FX & CFDアジア太平洋担当部長 2011年11月 カンター・フィッツジェラルド (シンガポ ール) マネージングディレクター アジア太平洋プライムサービス部長 2013年 6月 Invest Financial Services Pty Ltd. 入社 2015年11月 同社 Chief Executive Officer (現任) 2017年 6月 当社 取締役 (非常勤) (現任) 2019年 1月 Invest Global (Hong Kong) Limited Director (現任) (現在に至る)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	かわじこういち 川路耕一 (1945年11月9日生)	1986年6月 光陽企画株式会社(現KKエステート株式会社)代表取締役社長(現任) 1993年3月 三貴商事株式会社(現光陽ホールディングス株式会社)代表取締役会長 1996年1月 当社 取締役(非常勤) 2000年9月 財団法人アジア刑政財団理事(現任) 2001年2月 光陽グループ本社株式会社(現光陽ホールディングス株式会社)代表取締役社長 2003年6月 ミリオン貿易株式会社(現K〇Y〇証券株式会社)取締役会長(現任) 2004年6月 光陽不動産株式会社 取締役(現任) 2005年3月 光陽ホールディングス株式会社 代表取締役会長(現任) 2007年10月 光陽ファイナンス株式会社(現インヴァストキャピタルマネジメント株式会社)取締役(現任) 2009年1月 KYエンタープライズ株式会社 取締役(現任) 2013年11月 光陽ビジネスサービス株式会社(現光陽ホールディングス株式会社)取締役会長 2014年8月 My AUDREY株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2015年7月 光陽ヒューマンサポート株式会社 代表取締役会長(現任) 2016年4月 光陽株式会社 代表取締役社長(現任) 2017年6月 当社 顧問 2017年10月 光陽コーポレーション株式会社 取締役 2018年6月 当社 取締役(現任) (現在に至る)	3,212,700株

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 取締役候補者川路猛氏は、取締役候補者川路耕一氏の長男であります。

3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4. 各候補者の選任理由は次のとおりであります。

(1) 取締役候補者川路猛氏は、2010年1月から当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担っており、豊富な経験に基づく強いリーダーシップと決断力により当社グループの業務執行を指揮してきた実績があることから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

(2) 取締役候補者川上真人氏は、金融業界における豊富な職務経験と企業経営に関する十分な知見を有しており、その職務経験や知見を当社の経営に活かしてきた実績があることから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (3) 取締役候補者三ヶ田裕信氏は、常務取締役として、管理部、コンプライアンス部、経理部、総合企画部を管掌し、当社の事業運営全般に関する豊富な業務経験と高い知見を有していることから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
 - (4) 取締役候補者鶴見豪氏は、常務取締役として、ディーリング部、マーケティング部、データサイエンス部、IT部を管掌し、商品企画や広告戦略の統括担当者として、当社のブランド構築に貢献した実績を有すると同時に、積極的に新規事業を推進していることから、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
 - (5) 取締役候補者伊藤誠規氏は、2019年6月に執行役員に就任後、ディーリング部、マーケティング部、データサイエンス部を管掌し、当社の営業を牽引してきた実績と金融業界における豊富な経験と見識を有していることから、取締役として新たに選任をお願いするものであります。
 - (6) 取締役候補者ホワイトギャビン氏は、当社子会社であるInvast Financial Services Pty Ltd.のCEOとして海外金融事業を牽引してきた実績と、長年にわたる金融業界での豊富な経験を通じた深い知見を有していることから、グローバルでのさらなる事業成長を加速するため、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。
 - (7) 取締役候補者川路耕一氏は、経営全般における豊富な見識や職務経験を有していることから、当社の重要な経営判断の場において適切な助言および提言をいただけるものと期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。
5. 取締役候補者川路耕一氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
 6. 取締役候補者川路耕一氏の「所有する当社株式の数」は、川路耕一信託口名義の株式数3,136,100株を合算して記載しております。
 7. 当社は、ホワイトギャビン氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 株式移転計画承認の件

当社は、2020年10月1日（予定）を効力発生日として、単独株式移転の方法により、完全親会社であるインヴァスト株式会社（以下「持株会社」という。）を設立すること（以下「本株式移転」という。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」という。）を作成のうえ、2020年5月19日開催の当社取締役会において決議いたしました。

本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであり、本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容等は以下のとおりであります。

1. 株式移転を行う理由および目的

当社グループは、「2025年までに全世界で1,000万人の利用者を持つ金融ソリューションを生み出す」というビジョンの達成に向けて、既存事業の改革・改善による収益力向上と、新たな顧客層の開拓のための新規事業の創出を推し進めております。

当社においては、「トライオートFX」、「トライオートETF」のようなテクノロジーを活用した独自の自動売買ソリューションや、育てるAIパートナー「MAiMATE（マイメイト）」など特色のある投資サービスを提供しております。

グローバル化の第一歩として2013年に設立したオーストラリア子会社、Invast Financial Services Pty Ltd.は、現在、世界50カ国以上の金融機関、ヘッジファンドに対してデリバティブ取引を提供する会社に成長したほか、2018年にインヴァストキャピタルマネジメント株式会社を子会社化し、国内金融事業の新たな分野として、不動産ファイナンス事業に参入するなど事業領域を拡大しております。当社グループは、変化するお客様のニーズに対応し、継続的に成長していくためには、既存の事業にとらわれない新規事業開発が重要であると認識しております。持株会社体制への移行は、新規事業の創出や事業の多角化を進めるうえで、事業提携、M&A等の手段を活用しやすくするだけでなく、事業会社への一定の権限委譲による意思決定の迅速化、リスク管理の最適化など、当社グループの成長の基盤となる重要な施策であると考えております。

なお、本株式移転に伴い、当社株式は上場廃止となりますが、新たに設立する持株会社の株式について東京証券取引所JASDAQ市場への新規上場を申請する予定です。

上場日は、東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である2020年10月1日を予定しております。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転の内容につきましては、以下の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

インヴァスト証券株式会社（以下「当会社」という。）は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、当会社は、単独株式移転の方法により、新たに設立する新会社の成立の日（第7条に定義する。）において、当会社の発行済株式の全部を新会社に取得させる本株式移転を行う。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙1「インヴァスト株式会社 定款」の第2条に記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「インヴァスト株式会社」とし、英文では「INV Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在場所
新会社の本店の所在場所は、東京都中央区東日本橋一丁目5番6号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、2,500万株とする。
2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙1の「インヴァスト株式会社 定款」に記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名および設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役（監査等委員である者を除く。）の氏名は、次のとおりとする。

取締役	川路	猛
取締役	川上	真人
取締役	鶴見	豪
取締役	大村	祐一郎

- 取締役 ホワイト ギャビン
取締役 川路 耕一
2. 新会社の設立時監査等委員である取締役の氏名は、次のとおりとする。
取締役 安藤 聡
社外取締役 淡輪 敬三
社外取締役 安藤 まこと
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。
E Y 新日本有限責任監査法人

第4条 (本株式移転に際して交付する新会社の株式およびその割当て)

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の最終の当会社の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当社が基準時現在発行する普通株式の合計に1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当会社の株主に対し、その保有する当会社の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条 (新会社の資本金および準備金の額)

新会社の設立時における資本金および準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 資本金の額 | 500百万円 |
| (2) 資本準備金の額 | 500百万円 |
| (3) 利益準備金の額 | 0円 |
| (4) 資本剰余金の額 | 会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)および(2)の額の合計額を減じて得た額 |

第6条 (新株予約権の取扱い)

1. 新会社は、本株式移転に際して、基準時の当会社の新株予約権原簿に記載または記録された当社が発行している以下の表第1欄の①から⑥までに掲げる各新株予約権の各新株予約権者に対し、当該各新株予約権に代わり、それぞれ、基準時における当該各新株予約権の総数と同数の、以下の表第2欄の①から⑥までに掲げる新会社の各新株予約権を交付する。

	第1欄		第2欄	
	名称	内容	名称	内容
①	インヴァスト証券株式会社 平成28年第1回新株予約権	別紙2	インヴァスト株式会社 2020年第1回新株予約権	別紙3
②	インヴァスト証券株式会社 平成28年第2回新株予約権	別紙4	インヴァスト株式会社 2020年第2回新株予約権	別紙5
③	インヴァスト証券株式会社 平成28年第3回新株予約権	別紙6	インヴァスト株式会社 2020年第3回新株予約権	別紙7
④	インヴァスト証券株式会社 平成29年第1回新株予約権	別紙8	インヴァスト株式会社 2020年第4回新株予約権	別紙9
⑤	インヴァスト証券株式会社 2019年第1回新株予約権	別紙10	インヴァスト株式会社 2020年第5回新株予約権	別紙11
⑥	インヴァスト証券株式会社 2019年第2回新株予約権	別紙12	インヴァスト株式会社 2020年第6回新株予約権	別紙13

2. 新会社は、本株式移転に際して、前項に基づき割当ての対象となる基準時における当社の新株予約権者に対し、その保有する前項の表①から⑥までに掲げる当社の各新株予約権1個につき、それぞれ同項の表第2欄①から⑥までに掲げる各新株予約権1個を割り当てる。

第7条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2020年10月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第8条（本計画承認株主総会）

当社は、2020年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求める。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、当社の取締役会の決議により、これを変更することができる。

第9条（新会社の上場証券取引所）

新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）市場への上場を予定する。

第10条（新会社の株主名簿管理人）
新会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社とする。

第11条（剰余金の配当）

1. 当社は、①2020年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり19円を、また、②2020年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された当社の普通株式を有する株主または登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり18円を、それぞれ限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 当社は、前項に定める場合を除き、本株式移転計画の作成から新会社の成立の日までの間、新会社の成立の日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第12条（自己株式の消却）
当社は、新会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、当社の保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却する。

第13条（事情変更）
本計画の作成後、新会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合または本株式移転の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合は、当社の取締役会の決議により、本計画を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第14条（本計画の効力の発生）
本計画は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。
(1) 当社の株主総会において、本計画の承認が得られない場合
(2) 本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁等の承認等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られない場合

2020年5月19日

当 会 社： 東京都中央区東日本橋一丁目5番6号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛 ㊞

インヴァスト株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、インヴァスト株式会社と称し、英文ではINV Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 金融商品取引法に規定する金融商品取引業
- (2) 貸金業その他金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介に係る業務
- (3) 不動産特定共同事業法に規定する不動産特定共同事業
- (4) 宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業
- (5) 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
- (6) コンピュータソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、賃貸およびコンサルティングに関する業務
- (7) 人工知能プログラムの開発およびコンサルティングに関する業務
- (8) 金融商品取引法その他の法律に基づき、金融商品取引業者が営むことができる前各号以外の業務
- (9) 前各号に関連する一切の業務
- (10) 有価証券の取得、組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等による投資目的の出資を行うこと

2 当社は、前項各号の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、2,500万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集地)

第13条 株主総会は、本店所在地のほか、東京都区内においても招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、9名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第22条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

- 第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。
- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の定める限度において、免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。
- 2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 3 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第35条 期末配当金は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、当会社成立の日から2021年3月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は、第27条の定めにかかわらず、年額225百万円以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役に対する、当会社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額は、第27条の定めにかかわらず、年額50百万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

3. 会社法施行規則第206条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

①対価の総数および割当てに関する事項

イ. 株式移転比率

本株式移転が効力を生じる時点の直前時における当社の株主名簿に記載または記録された当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき、設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

ロ. 単元株式数

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

ハ. 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様の不利益を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

ニ. 第三者機関による算定結果、算定方法および算定根拠

上記ハの理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

ホ. 株式移転により交付する新株式数（予定）

5,876,331株

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取により取得する自己株式を含みます。）については、本株式移転の効力発生に先立ち消却する予定であり、持株会社の普通株式は割当交付されません。

②資本金および準備金等の額に関する事項

持株会社の資本金および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的および規模ならびに設立後の資本政策等に照らして相当であると判断しております。

(2) 新株予約権の定め相当性に関する事項

本株式移転に際して、当社の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代わり交付する持株会社の新株予約権の内容および総数は、当社の新株予約権と同一の内容および回数であることから、株式移転に係る新株予約権の定めは相当であると判断しております。

(3) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

4. 持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）となる者に関する事項

持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
<p>かわ じ たけし 川 路 猛 (1974年12月3日生)</p>	<p>1995年1月 三貴商事株式会社（現光陽ホールディングス株式会社）入社 1998年4月 光陽キャピタル株式会社（現K Yエンタープライズ株式会社）取締役（非常勤）（現任） 1998年10月 Refco Overseas Ltd. 入社 1999年5月 当社 出向 2000年4月 当社 入社 2005年2月 当社 執行役員 2005年6月 K Kエステート株式会社 取締役（非常勤）（現任） 2007年2月 当社 常務取締役 2008年7月 当社 代表取締役副社長 2010年1月 当社 代表取締役社長（現任） 2012年6月 光陽ホールディングス株式会社 取締役 2012年12月 合同会社TKC 業務執行社員、代表社員（現任） 2013年2月 Invest Financial Services Pty Ltd. Director（現任） 2018年8月 光陽ファイナンス株式会社（現インヴァストキャピタルマネジメント株式会社）取締役（現任） 2018年12月 光陽ホールディングス株式会社 代表取締役社長（現任） (現在に至る)</p>	<p>151,300株</p>
<p>かわ かみ まさ と 川 上 真人 (1974年1月21日生)</p>	<p>1997年9月 株式会社S S I スマートセット 入社 2006年10月 株式会社トリスター 代表取締役 2006年10月 株式会社アメリカンメガトレンド 代表取締役 2009年3月 プラネックスホールディング株式会社 取締役 2009年6月 株式会社MJ（現株式会社DMM.com証券） 代表取締役 2011年5月 トレーダーズ証券株式会社 取締役副社長 2013年4月 トレーダーズフィナンシャルテクノロジー株式会社 (現株式会社Nextop.Asia) 代表取締役 2013年6月 トレーダーズホールディングス株式会社 取締役 2016年1月 トレーダーズインベストメント株式会社 代表取締役 2016年12月 みんなのビットコイン株式会社（現楽天ウォレット株式会社）代表取締役 2019年3月 当社 エグゼクティブアドバイザー 2019年6月 当社 専務取締役（現任） (現在に至る)</p>	<p>900株</p>

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
つるみ 鶴見 豪 (1980年10月29日生)	2004年4月 こうべ証券株式会社 (現インヴァスト証券株式会社) 入社 2007年10月 株式会社ダヴィンチ・リアルティ 入社 2009年4月 メディア株式会社 入社 2010年9月 当社 入社 2012年5月 当社 営業企画部長 2013年5月 当社 執行役員 2014年6月 当社 取締役 2018年6月 当社 エグゼクティブアドバイザー 2019年6月 当社 常務取締役 (現任) (現在に至る) (担当) ディーリング部・マーケティング部・データサイエンス部・IT部管掌	0株
おおむら 祐一郎 (1973年9月21日生)	1998年3月 三貴商事株式会社 (現光陽ホールディングス株式会社) 入社 2007年1月 当社 入社 2009年4月 当社 総合企画部長 2011年4月 当社 執行役員 (現任) 2013年4月 Invest Financial Services Pty Ltd. Executive Vice President 2019年6月 インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 取締役 (現任) (現在に至る) (担当) 経理部・総合企画部管掌	2,600株
ホワイト ギャビン (1967年6月24日生)	1987年11月 ウエストパック銀行 シニアFXディーラー 1990年10月 シティグループグローバルマーケット FXトレーディング部長 1998年3月 バンカーズトラストオーストラリア FXトレーディング部長 1999年10月 パークレイズキャピタル (シンガポール) FXトレーディング部長 2000年8月 ABNアムログループ (シンガポール) G10トレーディング部長 2002年2月 ヴルパインキャピタルマネジメント プリンシパル 2006年7月 シティインデックスオーストラリア 事業開発部長 2008年12月 MFグローバル (香港&シンガポール) FX & CFDアジア太平洋担当部長 2011年11月 カンター・フィッツジェラルド (シンガポール) マネージングディレクター アジア太平洋プライムサービス部長 2013年6月 Invest Financial Services Pty Ltd. 入社 2015年11月 同社 Chief Executive Officer (現任) 2017年6月 当社 取締役 (非常勤) (現任) 2019年1月 Invest Global (Hong Kong) Limited Director (現任) (現在に至る)	0株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
かわじこういち 川路耕一 (1945年11月9日生)	1986年6月 光陽企画株式会社 (現KKエステート株式会社) 代表取締役社長 (現任)	3,212,700株
	1993年3月 三貴商事株式会社 (現光陽ホールディングス株式会社) 代表取締役会長	
	1996年1月 当社 取締役 (非常勤)	
	2000年9月 財団法人アジア刑政財団理事 (現任)	
	2001年2月 光陽グループ本社株式会社 (現光陽ホールディングス株式会社) 代表取締役社長	
	2003年6月 ミリオン貿易株式会社 (現KYO証券株式会社) 取締役会長 (現任)	
	2004年6月 光陽不動産株式会社 取締役 (現任)	
	2005年3月 光陽ホールディングス株式会社 代表取締役会長 (現任)	
	2007年10月 光陽ファイナンス株式会社 (現インヴァストキャピタルマネジメント株式会社) 取締役 (現任)	
	2009年1月 KYエンタープライズ株式会社 取締役 (現任)	
	2013年11月 光陽ビジネスサービス株式会社 (現光陽ホールディングス株式会社) 取締役会長	
	2014年8月 My AUDREY株式会社 取締役 (非常勤) (現任)	
	2015年7月 光陽ヒューマンサポート株式会社 代表取締役会長 (現任)	
	2016年4月 光陽株式会社 代表取締役社長 (現任)	
	2017年6月 当社 顧問	
2017年10月 光陽コーポレーション株式会社 取締役		
2018年6月 当社 取締役 (現任) (現在に至る)		

- (注) 1. 取締役候補者川路猛氏は、取締役候補者川路耕一氏の長男であります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はなく、また、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 取締役候補者川路耕一氏は、当社の大株主であり親会社等に該当します。
4. ホワイトギャビン氏が持株会社の取締役に就任した場合には、持株会社と同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
5. 取締役候補者川路耕一氏の「所有する当社株式の数」は、川路耕一信託口名義の株式数3,136,100株を合算して記載しております。「所有する当社株式の数」は、2020年3月31日現在の所有状況を記載しております。持株会社の株式は、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における所有状況に基づき、株式移転比率をもって割り当てられます。

5. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
あん どう さとし 安 藤 聡 (1962年12月10日生)	1986年4月 株式会社兵庫相互銀行(現株式会社みなと銀行) 入行 1993年10月 当社 出向 1996年4月 当社 入社 2003年10月 当社 引受審査部長 2007年10月 当社 公開引受部長 2012年5月 当社 コンプライアンス部長 2017年6月 当社 取締役[常勤監査等委員](現任) 2018年8月 インヴァストキャピタルマネジメント株式会社 監査役(現任) (現在に至る)	1,700株
たん なわ けい ぞう 淡 輪 敬 三 (1952年9月19日生)	1978年4月 日本鋼管株式会社(現JFEホールディングス株式会社) 入社 1987年7月 マッキンゼーアンドカンパニー東京オフィス 入社 1997年7月 ワトソンワイアット株式会社(現タワーズワトソン株式会社) 代表取締役 2007年2月 株式会社キトー 社外取締役 2007年6月 当社 社外監査役 2010年6月 曙ブレーキ工業株式会社 社外監査役 2013年7月 タワーズワトソン株式会社 取締役会長 2014年3月 株式会社ZMP 社外監査役(現任) 2014年9月 公益財団法人WWFジャパン 代表理事副会長(現任) 2015年6月 当社 社外取締役[監査等委員](現任) 2016年3月 株式会社ツバキ・ナカシマ 社外取締役(現任) 2017年3月 株式会社リブセンス 社外取締役(現任) 2019年1月 ココン株式会社 社外取締役(現任) (現在に至る)	52,200株

招集
通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
あん とう 安藤 まこと (1959年10月8日生)	1984年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1988年12月 KPMG Peat Marwick New York Office 入社 1991年4月 櫻井会計事務所 入所 1994年4月 警視庁 入庁 2002年4月 安藤税務会計士事務所（現響税理士法人）入所（現任）、安藤公認会計士共同事務所 入社（現任） 2003年2月 響コンサルティング有限会社 取締役社長（現任） 2007年6月 当社 社外監査役 2013年6月 日本コンクリート工業株式会社 社外監査役（現任） 2015年6月 当社 社外取締役【監査等委員】（現任） 2017年6月 明治ホールディングス株式会社 社外監査役（現任） (現在に至る)	50,200株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
2. 淡輪敬三氏および安藤まこと氏は、社外取締役候補者であります。
3. 淡輪敬三氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的および中立的な立場から意見を述べ、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 安藤まこと氏は、過去に直接経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として高い見識を有しており、その専門的な知識・経験等をもって、客観的および中立的な立場から意見を述べ、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
5. 淡輪敬三氏および安藤まこと氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
なお、両氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 安藤聡氏、淡輪敬三氏および安藤まこと氏が持株会社の監査等委員に就任した場合には、持株会社と三氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。
7. 当社は、淡輪敬三氏および安藤まこと氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。持株会社が設立され、両氏が持株会社の社外取締役に就任した場合には、持株会社は、両氏を持株会社が株式上場することを予定している同取引所の規則等に定める独立役員として届け出る予定であります。
8. 「所有する当社株式の数」は、2020年3月31日現在の所有状況を記載しております。持株会社の株式は、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における所有状況に基づき、株式移転比率をもって割り当てられます。

6. 持株会社の会計監査人に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	E Y新日本有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー	
沿革	2000年4月 太田昭和監査法人（1967年1月に設立された監査法人太田哲三事務所と1969年12月に設立された昭和監査法人の合併により1985年10月に設立）とセンチュリー監査法人（1986年1月に設立）が合併し、監査法人太田昭和センチュリーを設立 2001年7月 法人名称を新日本監査法人に変更 2008年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名称を新日本有限責任監査法人に変更 2018年7月 法人名称をE Y新日本有限責任監査法人に変更	
構 成 人 員	公認会計士	3,037名
	公認会計士試験合格者等	1,037名
	その他	1,386名
	合計	5,460名
被 監 査 会 社 数	3,774社	
資 本 金	1,040百万円	
事 務 所 等	国内 東京ほか	計17ヶ所
	海外 ニューヨークほか	計46ヶ所

(2020年3月31日現在)

- (注) 1. 2020年10月1日以降、当社の完全親会社となるインヴァスト株式会社の連結決算の一元監査体制を確立するために、現在当社の会計監査人でありますE Y新日本有限責任監査法人をインヴァスト株式会社の会計監査人として選任します。なお、当社監査等委員会は、同監査法人が、専門性、独立性および適切性を有し、インヴァスト株式会社グループの監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制が備わっていると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区京橋一丁目10番7号
A P 東京八重洲通り
K P P 八重洲ビル12階 G
TEL 03-6228-8109



交通

JR線	東京駅	八重洲中央口から	徒歩6分
東京メトロ銀座線	日本橋駅	B1番出口から	徒歩5分
東京メトロ銀座線	京橋駅	6番出口から	徒歩4分
都営浅草線	宝町駅	A7出口から	徒歩4分